

## (資料 1)

### 「と畜場の制度に関する研究会」開催要領

厚生労働省健康・生活衛生局  
農林水産省畜産局  
令和 8 年 10 月

#### 1 趣旨

と畜場については、食肉の供給に不可欠なインフラ施設である一方、施設の老朽化や稼働率の低下、また、と畜検査に従事する公衆衛生獣医師不足等、将来に向けた持続可能な供給体制の確立が課題となっている。このため、国内外の事業者の最新の動向、食肉検査を含めた諸外国の実態等も踏まえながら、制定から 73 年を経過したと畜場法の検証等を行い、今後の法制度その他の施策の在り方について、厚生労働省及び農林水産省において、外部有識者を交えながら議論する研究会を開催することとする。

#### 2 研究会の招集

研究会は、厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省畜産局長が招集する。

#### 3 構成員等

- (1) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 研究会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 研究会は、構成員の他、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

#### 4 運営

- (1) 研究会は、構成員による自由かつ率直な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
- (2) 配布資料及び議事概要は、研究会終了後、厚生労働省及び農林水産省ホームページに掲載する。ただし、構成員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び研究会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、この限りではない。
- (3) 研究会の事務局は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省畜産局食肉鶏卵課が行う。
- (4) この要領に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省畜産局長が定める。

## 別紙

### 構成員名簿

| 氏名    | 所属・役職                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 梅田 浩史 | 公益社団法人 日本獣医師会 公衆衛生職域理事<br>鳥取大学 鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター特命教授 |
| 大野 高志 | 公益社団法人 日本食肉格付協会 会長                                      |
| 加藤 知子 | 全国食肉衛生検査所協議会 会長                                         |
| 北村 裕司 | 全国食肉センター協議会 副会長                                         |
| 高橋 真吾 | 全国公衆衛生獣医師協議会 会長<br>東京都動物愛護相談センター 所長                     |
| 原田 大樹 | 京都大学大学院法学研究科 教授                                         |
| 伏見 啓二 | 公益社団法人 日本獣医師会 専務理事                                      |
| 本川 一善 | 公益社団法人 日本食肉協議会 会長                                       |
| 道野 英司 | 公益社団法人 日本食品衛生協会 常務理事                                    |
| 森田 幸雄 | 愛知みずほ短期大学 特任教授                                          |
| 山本 三男 | 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 副会長                                   |
| 横田 和彦 | 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事                                     |